

令和8年9月

令和8年度において、千葉県豪雨災害に活用可能な 農業機械、施設の導入や融資に関連する既存事業等について

【留意事項】

※記載の事業は、来年度も同様に予算措置されることを確約するものではありません。

※活用を要望される場合は、まずは県や JA に相談してください。

○水田活用直接支払交付金等の手続期限の延長

通知名	概要
令和8年8月千葉豪雨に伴う 水田活用直接支払交付金等 に係る手続の期限の延長 措置について(令和8年8 月20日付8農産第 2208 号) (資料1-1、資料1-2)	・対象者は、災害救助法が適用された千葉県内市町村の 区域に住所を有していた生産者及び当該区域に圃場を有 していた生産者。 ・水田活用直接支払交付金の交付申請者が、6月30日に 提出している取組計画書を変更した場合における変更後 の営農計画書等の提出期限を、本年8月20日から本年9 月30日まで延長。 ※6月30日までに取組計画書を提出していない生産者でも主食 用米から用途変更が可能となる場合があります。(資料1-1)

○農地・農業用施設の復旧（資料2）

事業名	補助率等	概要
農地・農業用 施設災害復旧 事業	基本 増高 激甚増高 農 地: 50% 約 86% 約 97% 農業用施設: 65% 約 96% 約 99% ※増高、激甚増高の補助率は過去 5 か年平均	被災した農地、農業用水路、 農道、ため池等の災害復旧を 支援。

○農業機械

事業名	補助率等	概要
地域農業構造転換支援事業(資料3)	3/10 以内	地域計画に位置付けられた担い手に農業用機械・施設の導入を支援。
産地生産基盤パワーアップ事業(資料4)	1/2 以内	生産施設や機械導入による産地の収益力向上等を支援。

○農業施設

事業名	補助率等	概要
地域農業構造転換支援事業(資料3)	3/10 以内	地域計画に位置付けられた担い手に農業用機械・施設の導入を支援。
新基本計画実装・農業構造転換支援事業(資料5)	1/2 以内	老朽化した共同利用施設の再編集約・合理化に取り組む産地を支援。

○資金（資料6）

制度名	概要
農林漁業セーフティネット資金	被災農業者の経営再建に必要な運転資金を低利で融資。
農林漁業施設資金(災害復旧)	農業施設・機械等の復旧資金を低利で融資。
農業近代化資金	農業機械・施設の復旧や長期運転資金を融資。県等による利子補給あり。
スーパーL資金(農業経営基盤強化資金)	認定農業者向けの長期・低利融資。災害復旧や経営再建に活用可能。

令和8年8月千葉豪雨による被害を受けた地域において 水田活用直接支払交付金等について 以下の措置がなされていますのでご確認ください

被災された
生産者の皆様に
応援します！



災害救助法が適用された千葉県内市町村の区域に住所を有していた生産者及び取組主体並びに当該区域にほ場を有していた生産者の皆様が対象です。

1

令和8年8月千葉豪雨に伴う 水田活用直接支払交付金等に関する 手続の期限の延長措置について

令和8年8月千葉豪雨に際し、災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された千葉県内市町村の区域に住所を有していた生産者及び取組主体並びに当該区域にほ場を有していた生産者に対し、水田活用直接支払交付金等に関する手続の期限の延長措置を講じています。

- 6月30日までに取組計画書を提出していた生産者が
取組計画書を変更した場合の変更後の営農計画書等の提出期限

延長前：
8月20日



延長後：
9月30日



詳細は別添資料をご確認ください。

2

主食用米から加工用米、新規需要米への変更に係る 取組計画書の届出について

6月30日までに加工用米、新規需要米の取組を記載した取組計画書を提出していない生産者は、主食用米からの用途変更は不可となります。

ただし、以下の2つの場合は、実需者の同意が得られていれば、主食用米からの用途変更が可能となりますので、JA等に相談してください。

① 地域内流通の場合(生産者、JA等取組主体)



- 地域のJA等が6月30日までに提出している取組計画書に加工用米、新規需要米の取組が記載されていれば、その取組計画に取組計画を提出していない生産者を追加することで、主食用米からの用途変更が可能です。

② 全国流通の場合(全国団体)



- 地域内流通では対応できない場合は、全国流通での取組に追加する方法もあります。全国団体が提出している取組計画書に加工用米、新規需要米の取組計画が記載されていれば、その取組計画に取組計画を提出していない生産者を追加することで、主食用米から用途変更が可能です。

ご不明な点は、
お気軽に
ご相談ください！



お近くの
地域農業再生協議会まで
お問い合わせください。



相談・お問い合わせの際にご準備いただきたいもの

- ・取組計画書
- ・営農計画書 等

一人で悩まず、
まずはご相談を！



農林水産省

関東農政局

資料1-1

8 農産第 2208 号
令和 8 年 8 月 20 日

関東農政局長 殿

農産局長

令和 8 年 8 月千葉豪雨に伴う水田活用直接支払交付金等に関する手続の
期限の延長措置について

令和 8 年 8 月千葉豪雨による被害を受けた地域において、水田活用直接支払交付金等に関する手続の期限については、下記のとおり延長措置を講じることとしたので、御了知願います。

また、このことについて、貴職から千葉県拠点地方参事官、千葉県知事及び千葉県農業再生協議会長に対して、通知をお願いいたします。

記

1 対象

令和 8 年 8 月千葉豪雨に際し、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された千葉県内市町村の区域に住所を有していた生産者及び取組主体並びに当該区域には場を有していた生産者

2 延長措置の内容

（1）水田活用直接支払交付金関係

ア 交付申請書及び営農計画書並びに添付書類等の提出期限

水田活用直接支払交付金の交付申請者が、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領（平成 26 年 4 月 1 日付け 25 生産第 3578 号農林水産省生産局長通知。以下「推進要領」といいます。）別紙 1 の第 5 の 5 の（1）の規定により、取組計画書を変更した場合における変更後の営農計画書等を提出する期限は、経営所得安定対策等実施要綱（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 経営第 7133 号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」といいます。）Ⅲの 2 の（1）ただし書に基づき、本年 8 月 20 日としているところ、これを本年 9 月 30 日に延長します。

また、この提出期限の延長に併せて、実施要綱Ⅲの 3 の（1）の②ただし書における提出期限は、本年 8 月 20 日であるところ、これを本年 9 月 30 日に延長します。

イ 水田活用の直接支払交付金における産地交付金の追加配分対象面積についての報告期限

実施要綱別紙 13 の 3 の (2) の④における「水田活用の直接支払交付金における産地交付金の追加配分対象面積について」(様式第 11-7 号)に係る報告期限は、本年 9 月 30 日であるところ、これを本年 11 月 10 日に延長します。

(2) 加工用米等取組計画書の変更に係る提出期限

推進要領別紙 1 の第 5 の 5 の (1) の規定に基づく取組計画書の変更に係る提出期限は、本年 8 月 20 日であるところ、これを本年 9 月 30 日に延長します。

(3) 水田における作付状況に係る報告期限

推進要領第 3 の 2 の (1) の規定に基づく水田における作付状況に係る報告期限は、以下のとおりとします。

ア 本年 9 月 15 日時点公表時

千葉県での加工用米等の作付面積は、本年 6 月末時点の水田における作付意向を据え置くこととし、千葉県からの報告は求めません。

なお、本年 9 月 15 日時点では、水田における作付状況の全国値は暫定値として公表します。

イ 本年 10 月 25 日現在の予想収穫量公表時

(2) の取組計画書の変更を踏まえた、千葉県の加工用米等の作付面積の報告期限は、本年 10 月 31 日とします。

なお、統計部が本年 11 月に公表を予定している「令和 8 年産水稻の作付面積及び 10 月 25 日現在の予想収穫量」と併せて、水田における作付状況の全国値を確定値として公表します。

(4) 加工用米等の生産集出荷数量に係る報告期限

推進要領別紙 1 の第 7 の 2 の規定に基づく加工用米等の生産集出荷数量に係る報告期限は、本年 12 月 20 日であるところ、これを翌年 1 月 31 日に延長します。

3 その他

千葉豪雨の被災状況により、本通知で定められた期日の延長以外の措置を行う必要がある場合は、個別に協議するものとします。

災害復旧等事業（農地・農業用施設等）＜公共＞

資料 2

令和 8 年度予算概算決定額 7,635百万円（前年度 7,635百万円）
〔令和 7 年度補正予算額 46,655百万円〕

＜対策のポイント＞

わが国では、国土の自然的、地理的条件から、毎年多くの災害が発生しています。災害復旧事業（農地・農業用施設等）は、被災した農地・農業用施設の早期復旧を行い、農業生産活動の維持と農業経営の安定を図り、さらには国土の保全及び農村地域の安定性を向上させることを目的としています。

＜事業目標＞

適切かつ速やかな災害復旧の実施及び再度災害の防止

＜事業の内容＞

1. 災害復旧事業 7,402百万円（前年度 7,422百万円）

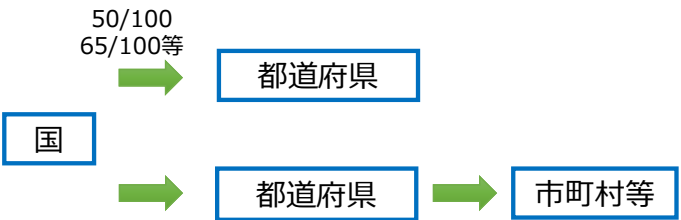
地震・豪雨等により被災した農地・農業用施設等の復旧を行います。（農地復旧限度額の算定に中山間地域補正を追加します。）また、激甚災害等において復旧計画等の作成に要する調査・設計等の費用を支援します。

2. 災害関連事業 233百万円（前年度 213百万円）

農地・農業用施設の災害復旧事業と併せて、再度災害防止のための改築又は補強及び農村生活環境施設の復旧等を行います。

※下線部は拡充内容

＜事業の流れ＞



※農家一戸当たりの事業費により、補助率の高上げ制度あり。

＜事業イメージ＞

1. 農業施設災害復旧事業

被災した農地・農業用施設の早期復旧

●農地法面の復旧



●決壊した農業用ため池の復旧



●農業用水路の復旧



2. 農業施設災害関連事業

再度災害防止のための施設の改築・補強等

●復旧と併せた区画整備



●復旧と併せた農業用ため池の改修（緊急放流工の設置）



●農村生活環境施設（農業集落排水施設）の復旧



〔お問い合わせ先〕 農村振興局防災課 （03-6744-2211）

担い手への農業用機械・施設の導入

令和8年度予算額 4,007百万円（前年度 1,986百万円）

〔令和7年度補正予算額 12,286百万円〕

<対策のポイント>

地域の中核となって農地を引き受ける担い手が経営改善に取り組む場合に必要な農業用機械・施設の導入を支援します。

<事業目標> [2030年まで]

- 担い手への農地集積率 7割
- 販売金額に占める担い手のシェア 9割

<事業の内容>

1. 地域農業構造転換支援対策

2,920百万円

① 地域農業構造転換支援事業

地域の中核となって農地を引き受ける担い手が経営改善に取り組む場合に必要な農業用機械・施設の導入を支援します。

② 新規就農者チャレンジ事業

認定新規就農者（65歳未満）の早期の経営発展に必要な農業用機械・施設の導入を支援します。

- 補助率：購入 3/10以内、リース 定額（取得額相当の3/7）
- 補助上限：個人1,500万円、法人3,000万円
- 成果目標 ※以下から選択
 - ・ 経営面積の3割又は4ha以上の拡大
 - ・ 付加価値額1割以上の拡大
 - ・ 労働生産性3%以上の向上

2. 農地利用効率化等支援事業

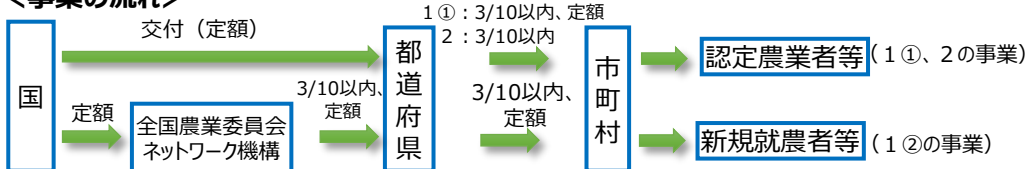
1,087百万円

地域計画に位置付けられた担い手が、融資を受けて、経営改善の取組に必要な農業用機械・施設を導入する場合等に支援します。

（融資主体支援タイプ）

- 補助率：3/10以内
- 補助上限：300万円等

<事業の流れ>



<事業イメージ>

地域計画のブラッシュアップを通じて、地域の将来を支える担い手や、地域が抱える課題が明確化

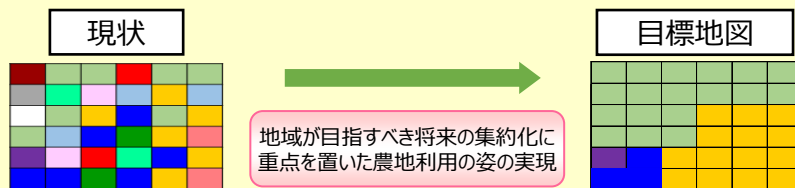
地域の中核となって農地を引き受ける担い手が経営改善に取り組む場合に必要な農業用機械・施設の導入を支援

<対象者>

地域計画に位置付けられた担い手（認定農業者、認定就農者、集落営農組織、市町村基本構想に示す目標所得水準を達成している農業者）

<対象地域>

地域計画の目標集積率が6割以上（都府県の中山間地域は5割以上）
又は現行の地域計画か、ブラッシュアップ後の地域計画において、目標集積率が現状の集積率よりも10ポイント以上増加する姿となること



地域農業の維持・発展

〔お問い合わせ先〕 経営局経営政策課担い手総合対策室（03-6744-2148）

<対策のポイント>

収益力強化に計画的に取り組む産地に対し、**農業者等が行う高性能な機械・施設の導入や栽培体系の転換等**に対して総合的に支援します。また、輸出事業者等と農業者が協働で行う取組の促進等により**海外や加工・業務用等の新市場を安定的に獲得していくための拠点整備、需要の変化に対応する園芸作物等の先導的な取組、全国産地の生産基盤の強化・継承、土づくりの展開等**を支援します。

<事業目標>

- 青果物、花き、茶の輸出額の拡大（農林水産物・食品の輸出額：5兆円「2030年まで」）
- **品質向上や高付加価値化等による販売額の増加（10%以上「事業実施年度の翌々年度まで」）**
- 産地における生産資源（ハウス・園地等）の維持・継承 等

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 新市場獲得対策

- ① **新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の対策強化**
新市場のロット・品質に対応できる**拠点事業者の育成に向けた貯蔵・加工・物流拠点施設等の整備、拠点事業者と連携する産地が行う生産・出荷体制の整備等**を支援します。
- ② **園芸作物等の先導的取組支援**
園芸作物等について、**需要の変化に対応した優良品目・品種、省力樹形の導入や栽培方法の転換、技術導入の実証等の競争力を強化し産地を先導する取組**を支援します。

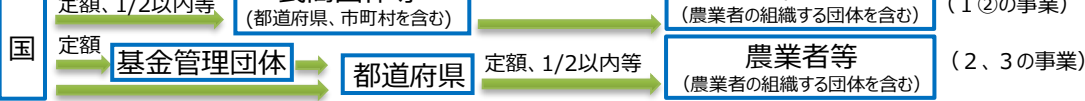
2. 収益性向上対策

- 収益力強化に計画的に取り組む産地に対し、**計画の実現に必要な農業機械の導入、集出荷施設の整備等**を総合的に支援します。また、**施設園芸産地において、燃油依存の経営から脱却し省エネ化を図るために必要なヒートポンプ等の導入等**を支援します。

3. 生産基盤強化対策

- ① **生産基盤の強化・継承**
農業用ハウスや果樹園・茶園等の**生産基盤を次世代に円滑に引き継ぐための再整備・改修、継承ニーズのマッチング等**を支援します。
- ② **全国的な土づくりの展開**
全国的な土づくりの展開を図るため、**堆肥や緑肥等を実証的に活用する取組**を支援します。

<事業の流れ>



※共同利用施設の再編・合理化については、以下の事業で支援

- 新基本計画実装・農業構造転換支援事業
- 老朽化が進む地域農業を支える共同利用施設の再編集集約・合理化に取り組む産地に対して支援。

農業の国際競争力の強化

輸出等の新市場の獲得

産地の収益性の向上

新たな生産・供給体制

拠点事業者の貯蔵・加工施設

供給調整・流通効率化に向けた施設・機械

果樹・茶の改植や省力樹形導入

収益力強化への計画的な取組

農業機械のリース導入・取得

ヒートポンプ等のリース導入・取得

生産資材の導入

スマート農業推進枠

施設園芸エネルギー転換枠

持続的畑作確立枠

土地利用型作物種子枠

推進枠の設定

中山間地域の体制整備

継承ハウス、園地の再整備・改修

生産基盤の強化

堆肥等を活用した土づくり

【お問い合わせ先】

- （1 ①、2 の事業）農産局総務課生産推進室（03-3502-5945）
- （1 ②の事業）果樹・茶グループ（03-3502-5957）
- （3 ①の事業）園芸作物課（03-6744-2113）
- （3 ②の事業）農業環境対策課（03-3593-6495）

令和 8 年度予算概算決定額 21,739百万円（前年度 8,000百万円）
〔令和 7 年度補正予算額 61,683百万円〕

＜対策のポイント＞

食料・農業・農村基本法の改正を踏まえ策定された、新たな「食料・農業・農村基本計画」に基づき、農業の構造転換をしていくため、地域農業を支える老朽化した共同利用施設の再編集約・合理化に取り組む産地を支援します。

＜事業目標＞

共同利用施設の再編集約・合理化に取り組む産地を拡大

＜事業の内容＞

1. 共同利用施設の再編集約・合理化

地域計画により明らかになった地域農業の将来像の実現に向けて、老朽化した穀類乾燥調製貯蔵施設や集出荷貯蔵施設等の共同利用施設の再編集約・合理化を支援します。

＜事業イメージ＞

再編集約・合理化計画（3年以内）

産地で、再編集約・合理化に必要な事項（施設の統廃合・期間等）を定めた計画を作成

併せて、修繕・更新に係る積立計画を作成（要件）

同計画に基づく取組の支援、更なる加速化

2. 再編集約・合理化の更なる加速化

1の再編集約・合理化に取り組む産地に対し、都道府県等が当該取組の加速化に向けた支援を行う場合、その費用の一部を支援します。

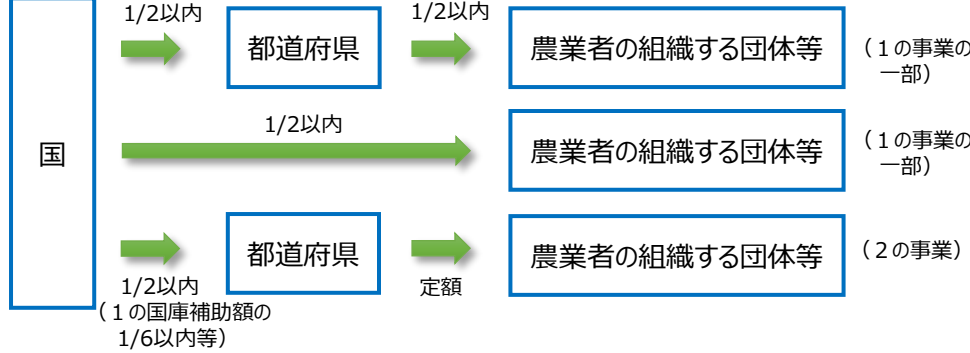
＜再編集約・合理化のイメージ＞

・複数の既存施設を廃止し、合理化して新規に設置

・老朽化施設に対し、内部設備の増強による既存施設の合理的活用

※ 補助上限額：20億円/年×3年
※ 既存施設の撤去費用を含む。

＜事業の流れ＞



農業の構造転換を実現

災害によって被害を受けた農業者が利用可能な主な制度資金

資 金 名	融資機関	対象者	資金使途	限 度 額	償還期限 (据置期間)
① 農林漁業セーフ ティネット資金	日本政策金融公庫 沖縄振興開発金融公庫	主業農業者等	災害等を受けた農林漁 業者の経営の安定を図 るのに必要な資金	600万円又は 年間経営費等 の6/12	15年 (3年)
② 農林漁業施設資金 (災害復旧)	日本政策金融公庫 沖縄振興開発金融公庫	農業者等	農業用施設・農機具等 の復旧、果樹の改植・ 補植、 農業協同組合等が所有 する共同利用施設の復 旧	負担額の80% 又は1施設当 たり300万円の いずれか低い 額	15～25年 (3～10年)
③ 農業基盤整備資金 (基盤の復旧)	日本政策金融公庫 沖縄振興開発金融公庫	農業者等	農地・牧野又はその保 全・利用上必要な施設 の復旧	貸付けを受け る者が当該年 度に負担する 額	25年 (10年)
④ 農林漁業経営資本強化資金 (資本性ローン)	日本政策金融公庫 沖縄振興開発金融公庫	農業者等	農林漁業施設の取得 等、災害等を受けた農 林業者の経営の安定を 図るのに必要な資金	1億円又はみな し自己資本比 率が40%に達 するのに必要 な額のいずれ か低い額	18年 (8年)
		認定農業者			5年1か月以 上20年以内 (期限一括償 還)
⑤ 農業経営基盤強化資金 (スーパーL資金)	日本政策金融公庫 沖縄振興開発金融公庫	認定農業者	農地・牧野・農業用施設 ・農機具等の復旧、長 期運転資金	個人 3億円 法人 10億円	25年 (10年)
⑥ 経営体育成強化資金	日本政策金融公庫 沖縄振興開発金融公庫	主業農業者等	農地・牧野・農業用施設 ・農機具等の取得、長 期運転資金	個人 1.5億円 法人 5億円	25年 (3～10年)
⑦ 農業近代化資金	農 協 等	認定農業者等	農地・牧野・農業用施設 ・農機具等の復旧、長 期運転資金	個人1,800万円 法人 2億円	7～15年 (2～7年)

※金利については、日本政策金融公庫等お近くの金融機関等にお問い合わせください。